

近畿中国森林管理局入札監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和5年8月31日)

開催日及び場所		令和5年6月29日(木曜日) 近畿中国森林管理局 大会議室	
委員		岩本 大 (岩本会計事務所 公認会計士) 東 尚吾 (山口法律会計事務所 弁護士) 平田 ちさ (ビギンズ会計事務所 税理士)	
審議対象期間		令和4年10月1日～令和5年3月31日	
審議対象案件		120件 うち、1者応札案件54件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
抽出案件		一般競争	23件(抽出率21%) うち、1者応札案件10件 (抽出率43%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		随意契約	3件(抽出率23%) うち、見積者が1者の案件3件 (抽出率100%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
抽出案件内訳	工事業	一般競争	18件 うち、1者応札案件8件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		随意契約	1件 うち、見積者が1者の案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	物品役務等	一般競争	5件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		随意契約	2件 うち、見積者が1者の案件2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
(特記事項)			
委員会の意見・質問、それに対する回答等		意見・質問	
		1	民間よりも公共事業のほうが事業の利益率が高いと考えられるが、一者応札となるのはなぜか。業者数が少ないからか。
		2	ゼロ国債の意味を教えてください。ゼロ国債の場合、入札手続き上の違いがあるのか。
		3	競争性を高める仕掛けを検討しているのか。
委員会の意見・質問、それに対する回答等		回答等	
		1	道路工事や河川工事など他の公共工事も多く発注されており、それらに比べて林野庁の工事は山間部であるなど、施工条件が厳しい箇所が多いため、応札者が少ないこともあると推測される。
		2	ゼロ国債とは、翌年度以降の予算で当年度に契約できる仕組みであるが、入札の手続きや競争参加資格等に違いはない。
		3	入札が不調の場合は、アンケートをとっており、それを参考にして、規模や期間などについて受注しやすい環境の検討を行っている。

	<p>4 林野庁から入札回数の運用について入札は原則2回、やむを得ない場合3回までとあるが、やむを得ない場合という具体的な指針があるのか。</p>	<p>4 指針自体はないが、応札者の意欲を確認して、受注を希望しているのであれば3回目を実施する。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p> <p>【これに対し部局長が講じた措置】</p>	<p>特になし。</p>	

事務局：近畿中国森林管理局 企画調整課

(注) 1：必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注) 2：公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

近畿中国森林管理局入札等監視委員会 苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	令和5年6月29日（木曜日） 近畿中国森林管理局 大会議室			
委員	東 尚吾（山口法律会計事務所 弁護士） 岩本 大（岩本会計事務所 公認会計士） 平田 ちさ（ビギンズ会計事務所 税理士）			
再苦情申立概要	申立日	件名	契約方式	契約年月日
	令和 年 月 日			令和 年 月 日
	内容等 「該当なし」			
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問		回答	
委員会による意見の具申又は勧告の内容  [ これに対し部局長が講じた措置 ]	( )			